国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規則

（平成 26 年９月 24 日
規　則　第　25　号）

最終改正　令和８年３月 31 日規則第 144 号

目次

第１章　総則（第１条－第３条）
第２章　組織の責任体制（第４条－第７条）
第３章　不正行為への措置等（第８条－第 20 条）
第４章　その他（第 21 条・第 22 条）
附則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この規則は、国立大学法人高知大学における研究活動上の不正行為の防止について必要な事項及び国立大学法人高知大学コンプライアンス通報等規則（以下「通報等規則」という。）第 23 条第２項の規定に基づき、研究活動上の不正行為に係る措置等について必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則において、「研究者等」とは、国立大学法人高知大学（以下「本学」という。）の役員、職員及び学生その他本学の施設設備を利用して研究活動を行う者をいう。

２　この規則において「不正行為」とは、故意又は研究者等としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用及びその他とし、次の各号に定めるものをいう。

(1)　捏造　研究者等が行う研究活動（研究成果の発表の過程を含む。以下同じ。）において、存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

(2)　改ざん　研究者等が行う研究活動において、研究資料、研究機器又は研究過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

(3)　盗用　研究者等が行う研究活動において、他者のアイディア、研究手法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該他者の了解又は適切な表示なく流用すること。

(4)　その他　前３号以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範及び

社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの(論文等の二重投稿、不適切なオーサーシップ及びデータの恣意的な解釈のうち、著しく悪質なもの等)

3　この規則において「管理者」とは、通報等規則第６条に規定する「コンプライアンス管理者（以下「管理者」という。)」を、副管理者は、通報等規則第６条に規定する「コンプライアンス副管理者（以下「副管理者」という。)」をいう。

4　この規則において「部局」とは、通報等規則第３条第６号に規定する「部局」をいう。

（研究者等の責務）

第３条　研究者等は、高知大学における研究者の行動規範（平成 19 年３月 28 日制定）及びこの規則を遵守するとともに、自らが研究活動における不正行為を行わないために必要な高度の研究者倫理を常に保持し､適正かつ公正な研究活動を行わなければならない。

2　研究者等は、実験・観察ノート等の記録媒体の作成（方法等を含む。）及び保管並びに実験試料及び試薬の保存等の研究活動に関して守るべき作法を順守しなければならない。

3　研究者等は、研究のために収集した資料、情報及びデータ等（以下「研究データ」という。）を適切に保管し、事後の検証・追試が行えるよう十分な期間保存しなければならない。

4　研究者等は、研究倫理教育責任者に研究データの開示を求められた場合は、求めに応じなければならない。

5　研究データの保存期間及び保存方法については、次の各号によるものとする。

(1)　資料（文書、数値データ、画像など）の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後 10 年間とする。電子化データについては、メタデータの整理及び管理と適切なバックアップの作成により再利用可能な形で保存する。なお、紙媒体の資料等についても少なくとも 10 年間の保存が望ましいが､保管スペースの制約など止むを得ない事情がある場合には、合理的な範囲で廃棄することも可能とする。

(2)　試料（実験試料、標本）及び装置等の保存期間は、原則として、当該論文等の発表後５年間とする。ただし、保存及び保管が本質的に困難なもの（不安定物質、実験自体で消費されてしまう試料など）や、保存に多大なコストがかかるもの（生物系試料など）についてはこの限りではない。

(3)　保存する研究データの中に、法令等により保存期間が規定されるものがある場合は、当該データについてはその法令等の定める期間に合わせて保存期間を定めるものとする。ただし、法令等の保存期間が前２号の保存期間未満で、かつ保存期間満了後の即時破棄

が法令等に明記されていない場合は、前２号の期間に準じて保存期間を定めるものとする。

(4)　研究分野の特性により、第１号及び第２号の期間を超えた保存期間の設定が必要な場合は、当該論文等の発表時点で研究者が自ら期間を定めることができるものとする。

(5)　研究室主宰者は自らのグループの研究者等の転出や退職に際して、当該研究者等の研究活動に関わる資料等のうち保存すべきものについて、バックアップをとって保管する又は所在を確認し追跡可能としておくなどの措置を講ずる。

６　研究者等は、研究倫理教育を受講しなければならない。

第２章　組織の責任体制

（最高管理責任者）

第４条　本学に最高管理責任者を置き、学長をもって充てる。

２　最高管理責任者は、本学の研究活動における不正行為の防止について最終責任を負うものとする。

（統括管理責任者）

第５条　本学に統括管理責任者を置き、理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）をもって充てる。

２　統括管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等について総括し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講ずるものとする。

（研究倫理教育責任者）

第６条　本学の部局に、研究者等の研究活動における不正行為を未然に防止し、公正な研究活動を推進するとともに、研究倫理に関する知識を定着、更新させるため、研究倫理教育責任者を置く。

２　前項の研究倫理教育責任者は、通報等規則第３条第６号に規定するコンプライアンス推進責任者をもって充てる。

３　研究倫理教育責任者は、自己の管理監督又は指導する部局に所属する研究者等広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

（推進室の設置）

第７条　本学に、研究者倫理の向上等に向けた取組を推進するため、研究不正防止対策推進室（以下「推進室」という。）を置く。

２　推進室の管理運営に関し必要な事項は、別に定める。

第３章　不正行為への措置等

（予備調査等）

第８条　管理者は、通報等規則第 11 条第２項に規定する判断に際し、不正行為の態様、事案の内容、不正とする科学的な合理性のある理由が示されており、研究活動上の不正行為に関わる告発事案として受け付けると判断するコンプライアンス通報の報告を受けたときは、その旨を学長に報告し、副管理者は、通報内容の合理性、調査可能性等について判断するため、速やかに予備調査の実施を理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）に依頼するものとする。

２　予備調査とは、通報内容の合理性、調査可能性等について専門的知見により調査し、調査結果を基に本格的な調査（以下「本調査」という。）を実施すべきか否かを判断する調査をいう。

３　管理者は、学会等のコミュニティ又は報道により不正行為の疑いが指摘された場合及び不正行為の疑いがインターネットに掲載されている（ただし、不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）ことを確認した場合には、匿名により通報があった場合に準じた取扱いをすることができる。

４　依頼を受けた理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）は、速やかに予備調査を実施する。

５　依頼を受けた理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）は、被通報者の所属する部局を管理又は指導するコンプライアンス推進責任者を委員長とする予備調査委員会を設置し、予備調査に当たらせるものとする。ただし、学長が特に必要と認めた場合は、学長が指名する理事又は副学長を委員長とすることができる。

６　予備調査に当たって、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うことができる。

(1)　当該事案に係る論文、実験・観察ノート、生データ等、各種資料の保全及び精査

(2)　関係者（当該通報に関係する者（通報者、被通報者及び調査協力者を含む。以下同じ。））からの事情聴取

(3)　その他調査に当たって、合理的に必要な事項

７　前項の各種資料の保全を行う場合には、事前に被通報者が所属する部局の長の承諾を得なければならない。

８　保全された各種資料の精査を行う場合には、被通報者が所属する部局の長が指名する教員２人の立ち会いを必要とする。

９　関係者は、当該調査に当たっては、誠実に協力しなければならない。

10　関係者は、予備調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

11　予備調査委員会は、予備調査の結果を、予備調査委員会を設置した理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）に報告する。

12　依頼を受けた理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）は、予備調査の結果を副管理者に報告する。

13　副管理者は、予備調査の結果を管理者に報告し、報告を受けた管理者は学長に報告し、学長は本調査を行うか否かについて決定する。

14　前項の本調査の実施の決定は、原則として通報を受け付けた日から、30 日以内に行わなければならない。

15　学長は、本調査を行わないことを決定した場合には、予備調査の結果の概要を決定の理由を添えて通報者及び被通報者に通知するものとする。なお、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。この場合において、予備調査を行ったコンプライアンス推進責任者又は学長が指名し予備調査を行った理事又は副学長は、予備調査に係る資料を保存し、通報者の求めに応じ開示しなければならない。

16　学長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に、通報者に対し、法人規則等に基づく処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

17　学長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことを理由として、被通報者の研究活動を部分的又は全面的に禁止し、又は法人規則等に基づく処分その他不利益な取扱いをしてはならない。

（研究不正調査委員会）

第９条　学長は、管理者の報告を受け、本調査を行う場合は、理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）に速やかに本調査を依頼する。

２　理事（研究・医療・評価・ＩＲ担当）は、本調査を開始するため、当該事案に係る国立大学法人高知大学研究不正調査委員会（以下「不正調査委員会」という。）を設置するものとする。

３　不正調査委員会については、別に定める。

（本調査）

第 10 条　学長は、本調査を実施することを決定した場合は、本調査を行う旨並びに不正調

査委員会委員の氏名及び所属を通報者及び被通報者に通知するものとする。また、文部科学省及び当該事案に係る資金配分機関（以下「資金配分機関等」という。）に、本調査を行う旨を報告するものとする。

2　通報者及び被通報者は、通知された日から起算して 14 日以内に不正調査委員会委員に関し、学長に異議申立てをすることができる。

3　学長は、前項の異議申立ての内容が妥当であると判断した場合は、不正調査委員会委員を交代させるとともにその旨を通報者及び被通報者に通知する。

4　不正調査委員会は、原則として本調査の実施の決定後、30 日以内に本調査を開始しなければならない。

5　不正調査委員会は、本調査において、被通報者に対し、弁明の機会を与えなければならない。

6　不正調査委員会は、通報された行為が行われた可能性を調査するため、再実験などにより再現性を示すことを被通報者に求める場合、又は被通報者自らの意思による申し出によりその必要性を認める場合は、不正調査委員会の指導・監督のもと、再実験に要する期間及び機会（機器、経費等を含む。）に関し本学が合理的に必要と判断する範囲内において、これを行わせることができる。

（本調査の中間報告）

第 11 条　学長は、本調査の終了前であっても、資金配分機関の求めに応じ、本調査の中間報告を提出しなければならない。

（不正行為の疑惑への説明責任）

第 12 条　被通報者は、不正調査委員会の調査において、通報された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合は、自己責任において、当該研究の科学的に適正な方法及び手続き並びに論文等の表現の適切性について、科学的根拠を示して説明しなければならない。

（調査中における研究費の一時的使用停止）

第 13 条　学長は、本調査の実施決定後、調査結果の報告を受けるまでの間、被通報者に対し、通報された研究に係る研究費の使用停止を命じることができる。

（審理及び認定）

第 14 条　不正調査委員会は、原則として本調査開始後 150 日以内に本調査の結果を取りまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に

関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割その他必要な事項を認定しなければならない。

2　不正調査委員会は、第12条の規定により被通報者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断し、不正行為か否かの認定を行うものとする。

3　不正調査委員会は、前項の認定を行う場合において、被通報者の自認を唯一の証拠として不正行為と認定することはできず、また被通報者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定することができ、被通報者が保存・管理期間内の生データ、実験・観察記録ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。ただし、被通報者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由により基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。

4　不正調査委員会は、認定を行うに当たり、不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

5　不正調査委員会委員長は、委員会が行った認定内容を学長に報告する。

6　不正調査委員会は、150日以内に認定を行うことができない合理的理由がある場合は、その理由及び認定の予定日を付して学長に申し出て、承認を得るものとする。

（調査結果の通知及び報告）

第15条　学長は、前条第5項の規定による報告を受けたときは、報告を受けた認定内容について文書により通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に報告するものとする。

2　学長は、調査の過程であっても、不正行為の事実が一部でも確認された場合には、速やかに不正調査委員会に認定させ、資金配分機関に報告しなければならない。

（不服申立て）

第16条　通報者又は被通報者は、前条の認定に対して不服があるときは、その認定につい

て通知の日の翌日から起算して 14 日以内に文書により学長に不服申立てをすることができる。

（審査）

第 17 条　学長は、前条による不服申立てを受理したときは、不正調査委員会に対し速やかに審査を命じるとともに、通報者から不服申立てがあった場合は、被通報者へ、被通報者から不服申立てがあった場合は、通報者に通知する。また、資金配分機関等に不服申立てがあった旨を報告するものとする。

２　学長は、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、不正調査委員会委員の交代若しくは追加、又は不正調査委員会に代えて他の者に審査を命じることができるものとする。

３　不正調査委員会は、不服申立てについて、趣旨、理由等を勘案し、速やかに再調査の必要性を審査し、学長に報告する。また、学長は、審査の結果を通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に不服申立ての却下又は再調査の実施について報告するものとする。

４　前項の審査において、不正調査委員会が、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると判断するときは、学長は以後の不服申立てを受け付けないことができるものとする。

（再調査等）

第 18 条　学長は、前条により、再調査の必要がある旨の報告を受けた場合は、速やかに不正調査委員会に再調査を開始するように命じる。

２　不正調査委員会は、前項の再調査を命じられたときは、再調査を開始した日から概ね 50 日以内に、再調査、審理、認定及び報告を行わなければならない。この場合、第 10 条及び第 14 条の規定を準用する。

３　不正調査委員会委員長は、前項の認定の結果を学長に報告する。

４　前項の報告を受けた学長は、文書により通報者及び被通報者に通知するとともに、資金配分機関等に再調査の結果を報告するものとする。この場合において、通報者に対しては、通報窓口を通じて通知するものとする。

５　通報者及び被通報者は、第２項の認定に対して不服を申し立てることはできない。

（調査結果の公表）

第 19 条　学長は、不正行為の存在が認定された場合には、個人情報及び知的財産の保護等、

不開示とすることに合理的な理由があるものを除き、原則として調査結果を公表するものとする。

2　前項の規定により公表する内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名及び所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

3　前項の規定にかかわらず、学長は、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、通報がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名及び所属を公表しないことができる。

4　学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被通報者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。

5　前項ただし書きの規定により公表する内容は､研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被通報者の氏名及び所属、不正調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を含むものとする。

6　学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、通報者の氏名及び所属、悪意に基づく通報と認定した理由、不正調査委員会委員の氏名及び所属並びに調査の方法・手順等を公表する。

（通報者及び被通報者に対する措置）

第 20 条　学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等の内容について責任を負う者として認定された著者（以下「被認定者」という。）が本学に所属する場合は、被認定者に対し、法人規則等に基づき適切な処置をとるとともに、不正行為と認定された論文等の取下げを勧告することができるものとする。

2　学長は、悪意に基づく通報が行われたとの認定がなされた場合には、当該通報者に対し、法人規則等に基づき適切な処置をとるものとする。

第４章　その他

（事務）

第 21 条　本規則に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究国際部研究イノベーション課において処理する。

（雑則）

第 22 条　この規則に定めるもののほか、不正行為の防止について必要な事項及び不正行為が生じた場合における措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成 26 年９月 24 日から施行する。

附　則（平成 27 年１月 28 日規則第 47 号）

この規則は、平成 27 年１月 28 日から施行する。

附　則（平成 28 年３月 23 日規則第 118 号）

この規則は、平成 28 年４月１日から施行する。

附　則（平成 29 年１月 20 日規則第 48 号）

この規則は、平成 29 年１月 20 日から施行する。

附　則（平成 31 年３月 27 日規則第 100 号）

この規則は、平成 31 年４月１日から施行する。

附　則（令和４年 12 月 16 日規則第 68 号）

この規則は、令和４年 12 月 16 日から施行する。

附　則（令和８年３月 31 日規則第 144 号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。